

第 8 7 号議案

中野区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

勤務 1 日当たりの報酬の上限額を改める必要がある。

中野区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

中野区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年中野区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「23,500円」を「33,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。